

## 【第 11 回】秘密および名誉に対する罪

### 1 秘密を侵す罪 《山口刑法 pp. 255-257 / 西田各論 pp. 99-102、山口各論 pp. 126-131》

#### 1-1 秘密の刑法的保護

秘密＝一定の主体に関係する事実であって、

- (i) 一般には知られておらず（非公知性）、
- (ii) 秘密の主体にそれを秘匿する意思（秘匿の意思）があつて、
- (iii) それを秘匿することについて利益（秘匿の利益）が認められるもの。

秘密の帰属主体と秘匿の利益の内容

- a. 国家秘密——国家の存立または作用
- b. 企業秘密——営業主体の営業上の利益
- c. 個人秘密——個人のプライバシー的利益

秘密の侵害様態——(i) 探知、(ii) 開示（漏示）、(iii) 利用（窃用、盗用）

現行刑法典は、信書開封罪（探知型）と秘密漏示罪（漏示型）のみを処罰の対象とする。

規定の位置のうえでは社会的法益に対する罪とされているが、これらは個人的法益に対する罪と解されている。

※ なお、秘密に対する罪は特別法においても規定されている。

- a. 公務員が職務上知り得た秘密の漏示（国家公務員法 109 条 12 号、100 条 1 項・2 項、地方公務員法 60 条 2 号、34 条 1 項・2 項。その他、一定の職務に就いている者についての類似規定が多数存在する。）
- b. 憲法上保障された通信の秘密〔憲法 21 条 2 項〕に関するもの（郵便法 77 条・80 条、電気通信事業法 179 条、有線電気通信法 14 条、9 条、電波法 109 条など。）
- c. 営業秘密に関するもの（不正競争防止法 21 条 1 項各号。なお、営業秘密に関して「不正競争」とされる行為については、同法 2 条 1 項 4～9 号を参照。）

#### 1-2 信書開封罪 [133 条]

\* 「信書」＝特定人から特定人に対して宛てた文書。

意思伝達文書のみならず、単なる事実の記載も含まれる。

「特定人」には法人その他団体、地方公共団体や国も含まれる。

※ 本罪が個人的法益に対する罪であることから、国・地方公共団体相互のものは含まれないとする見解あり。これに対しては、住居侵入罪（【第 10 回】参照）の客体から国・地方公共団体の建造物が除外されないのと同様に理解すべきとの反論がある。

\* 「封をしてある」＝糊付けその他信書の内容を見られないために施された装置。

（クリップ止めやひもで結ぶ場合はこれにあたらない。）

\* 「開けた」＝上記装置を破棄して信書の内容を知りうる状態を作出すること。

（本罪の成立には信書の内容の了知までは不要である。）

※ この点から、信書に記載された情報の探知との関係で本罪を抽象的危険犯ととらえる見解あり。  
ただし、「封をしてある信書」という秘密の形式を侵害する罪ととらえるならば、信書を開けた時点で法益侵害は発生するので、本罪は侵害犯と理解されることになる。

\* 親告罪 [135 条]

本罪は犯罪として比較的軽微であること、信書の存在自体を秘匿する利益も考えられることを理由に訴追を被害者の意思に委ねたもの。

[問] 本罪の告訴権者 [刑訴法 230 条] は誰か？

- A. 信書の受信の前後を問わず発信者・受信者の双方
- B. 信書の受信前は発信者、受信後は受信者
- C. 発信者のみ
- D. 信書の受信前は発信者、受信後は発信者・受信者の双方

(大判昭和 11 年 3 月 24 日刑集 15 卷 307 頁参照)

### 1-3 秘密漏示罪 [134 条]

\* 主体＝法文に列挙された者（**限定列挙**）←従って、本罪は身分犯である [65 条 1 項]。

職業の性質上、人の秘密に接する機会が多く、かつ列挙された者からサービスを受けるためには個人的な秘密を開示せざるを得ず、その関係で秘密の保護の必要性が高いと考えられる。  
(さらにこの列挙には処罰範囲の明確性の担保の意味もある。)

\* 秘密 (前掲 1-1 をも参照。)

- A. 本人の**秘匿の意思**があれば足りる。(主観説)
- B. 一般的に認められる**秘匿の利益**を必要とする。(客観説)
- C. **秘匿の意思・秘匿の利益の双方**を必要とする。

「人の」秘密である必要

→自然人(死者を除く)のほか、法人・団体を含む。

(※ 本罪を個人のプライバシーを保護するものと理解する見解からは、自然人のみを解されることになる。)

なお、秘密は業務上取り扱ったことについて知り得たものである必要。

\* 漏示＝秘密を知らない者に秘密を告知すること。告知の方法を問わない。

[問] 漏示の相手が秘密の内容を了知したことを要するか？

- A. 了知した可能性で足りる。
- B. 了知したことが必要。

なお、後掲 2-2 の名誉毀損罪と異なり公然性は要求されないので、告知の相手方は 1 人でも漏示にあたる。

漏示に「正当な理由」がある場合(法令上の義務に基づく場合、訴訟手続において証人として証言する場合など)は違法性が阻却される。

\* 親告罪 [135 条] —— 告訴権者 [刑訴法 230 条] は秘密の主体。

## 2 名誉に対する罪 《山口刑法 pp. 257-265 / 西田各論 pp. 103-114、山口各論 pp. 132-149》

### 2-1 保護法益

名誉である。

[名誉の概念]

a. **内部的名誉**＝自己または他人の評価とは独立した「人の真価」

←刑法による保護の対象とはならない（本人以外の他人によって侵害することは不可能）。

b. **外部的名誉**（社会的名誉）＝人に対する社会の評価、世評、名声

c. **主観的名誉**＝本人が自己に対して有する名誉感情

[問] 名誉毀損罪 [230 条]・侮辱罪 [231 条] の保護法益は？

A. 両罪ともに外部的名誉と解する。

B. 名誉毀損罪は外部的名誉、侮辱罪は主観的名誉と解する。

(C. 両罪ともに外部的名誉を第 1 次的、主観的名誉を副次的な保護法益と解する。)

→この点については、後掲 2-5 を参照のこと。

[外部的名誉について]

b-1. **規範的名誉**＝本来あるべき評価（人の真価に対応した評価）

b-2. **事実的名誉**＝現実に通用している評価（人に対する事実上の（積極的な）社会的評価）

230 条は名誉を毀損する事実を摘示した場合に「その事実の有無にかかわらず」名誉毀損罪が成立する旨を規定

→摘示した事実が真実であっても原則として処罰される（その結果、いわゆる「虚名」も保護されることになる）。

その意味で、名誉毀損罪は**事実的名誉**を保護していることになる。

※ なお、表現の自由の保障 [憲法 21 条] との調和を図るため、1947 年に真实性の証明に関する規定 [230 条の 2] が新たに設けられた。この規定については、後掲 2-3 を参照。

## 2-2 名誉毀損罪 [230 条 1 項]

### 2-2-1 人の名誉

#### \* 名誉

人に対する事実上の（積極的な）社会的評価（外部的名誉のうち、事実的名誉）

（人の経済的信用についての評価は、信用毀損罪 [233 条] により保護されるので、本罪にいう名誉からは除外される。）

※ なお、外部的名誉に属する事実については、「その人の責任において変更することのできる事実」に限定すべきであり、身体的障害、精神的障害、病気、血統、階級等に関する事実は「名誉」から除外すべきであるとの見解がある（これらの事実が名誉に影響を与えることはかえって社会の偏見を固定化し妥当でないことをその理由とする。判例(149)のような事案を念頭に置いている）が、現実にはこれらの事実が人の社会的評価に影響を与えることが否定できない以上、また本罪がプライバシー保護の機能をも有すべきであるとするならば、これらの事実も名誉に関係しうると解すべきである。

#### \* 名誉の主体たる「人」

法人等の団体を含む（大判大正 15 年 3 月 24 日刑集 5 卷 117 頁参照）。

※ なお、前掲 2-1 の C 説の立場を前提に、法人等に対する本罪の成立を否定する見解があるが、法人等の団体も一定の社会的評価の対象となるものであり、自然人と同様社会的な活動を行っていることから、その評価は社会生活上保護に値するものと解すべきである。

（単一の評価が成立しうるという意味で）個人として特定されることを要するため、「関西人」「日本人」などといった不特定の集団については本罪は成立しない（前掲大判大正 15 年 3 月 24

日参照。ただし他の事情から特定人を推知しうる場合は別論である。大判大正 14 年 12 月 14 日刑集 4 卷 761 頁および前掲判例(149)参照)。

### 2-2-2 公然性の意義

「公然と」＝摘示された事実を不特定または多数人が認識しうる状態

(大判昭和 3 年 12 月 13 日刑集 7 卷 766 頁など参照)

- \* 不特定＝相手方が限定されていないこと。  
(即ち、公開の場所や公道における演説会、新聞・雑誌による事実の摘示をいう。)
- \* 多数人＝相手方が特定されているが、その数が多数であること。  
(←相当の多数である必要)

※ 本罪は事実の摘示によって人の社会的評価を低下させる行為を処罰の対象とするものであるが、実際には、社会的評価の低下を測ることはできない。それゆえ、本条では公然性を要件とし、事実摘示の直接的な対象が不特定または多数人である場合に限って、さらにその事実が他の者にも伝播され悪評がひろく社会に流布される類型的危険の存在を認めたものである、と解するべきである。

[問] 事実の摘示の直接の相手方が特定少数人であっても、彼らを通じて不特定多数人へと伝播する場合に、公然性があるといえるか？

A. 肯定説(「**伝播性の理論**」。判例(144)(145)参照。)

B. 否定説

伝播性の理論に対しては、以下の理由から学説上批判されている。

- \* 公然性の要件は行為態様として規定されている(結果の公然性ではない)。
- \* 伝播させるかどうかという相手方の意思により犯罪の成否が決定されることは不当である。
- \* 日常的な言論(個人的な噂話など)についても本罪が成立するおそれがある。
- \* 本罪は抽象的危険犯である(後述)が、その危険性をさらに抽象化するおそれ。

他方、伝播性の理論を、事実の摘示の相手方が不特定多数であっても伝播の可能性がない場合に公然性を否定するための理論と理解する学説も見られる(判例(143)(146)参照)。

※ なお、A 説からは、新聞記者 1 人に事実を摘示した(そしてその記者が報道することによって名誉毀損が行われた)場合に本罪の成立を認めないのは不当であると主張される。しかし、この場合には報道行為それ自体について本罪の成否が問題となるのであり、新聞記者に事実を摘示した者は共犯としての罪責を負うに過ぎないと考えるべきである。

※ 特定少数人に対し、それぞれ相手を変えつつ多数回事実を摘示した場合は、一連の摘示行為全体を包括して公然性を肯定することになる。

### 2-2-3 事実の摘示

それ自体として人の社会的評価を低下させるような具体的事実の摘示が必要。

およそ人の**社会的評価に関係する事実**であれば足り、それがプライバシーに関する事実であってもこれに含まれる。

被害者が摘示された事実中において明示的に特定されていなくても、他の事情などから総合的に判断して特定することが可能であれば足りる。

社会的評価を低下させる具体的事実は、摘示の中に含まれているかそこから具体的に推知しうる必要がある。

摘示された事実は**真実性の証明** [230 条の 2] の対象となりうる程度の**具体性**が必要。

(具体性なき場合は侮辱罪 [231 条] の成否が問題となるに過ぎない。)

摘示された事実は**公知の事実**でもよい。

摘示された事実の**真否を問わない**。

摘示の方法は特に問わない (口頭・文書・図画・動作等)。

確定的な真実としてでなくとも、噂や風評・風聞の形で摘示された場合も含まれる。

#### 2-2-4 名誉の毀損

人の社会的評価を低下させる具体的な事実を公然と摘示すれば足り、名誉が現実かつ具体的に侵害されたことを要しない (大判昭和 13 年 2 月 28 日刑集 17 卷 141 頁)。

※ 社会的評価が現実に低下したかどうかを判断するのは困難であり、またその立証を法廷で行うのは適当でないことによる。

→法文が「毀損した」となっているにもかかわらず、**抽象的危険犯**と解される。

#### 2-3 真実性の証明 [230 条の 2]

前掲の通り、230 条は事実的名誉を保護する (従って真実である事実を摘示しても名誉毀損罪は成立する) が、言論の自由の保障 [憲法 21 条] との関係で問題が生ずるため、その調和を図るため、

- (i) 摘示された事実が公共の利害に関する事実に係り (**事実の公共性**)、
- (ii) 摘示の目的が専ら公益を図るものであったと認められる場合に (**目的の公益性**)、
- (iii) 摘示した事実が真実であることの証明があったこと (**真実性の証明**)、

を要件に処罰しない旨の規定を 1947 年に新設した。

##### 2-3-1 事実の公共性

摘示事実自体が公共性を備えたものでなくても、公共性を備えた事実について評価・判断するための資料となるものであれば足りる。

その事実が部分社会のみの利害に関することであっても、その範囲に属する者との関係では事実の公共性を肯定しうる (大阪地判平成 4 年 3 月 25 日判タ 829 号 260 頁参照)。

事実の公共性は摘示事実自体の内容・性質に照らし客観的に判断されるべき。表現方法の不当性や事実調査の程度などの事情によって左右されるべきものではない (後掲判例(150)参照)。

個人のプライバシーに関する事実などは原則として公共性は否定される。

ただし、社会的活動の性質・影響力の程度などによっては、社会的活動に対する批判・評価の資料として公共性が認められる場合がある (→判例(150)「月刊ペン事件」)。

##### 2-3-2 目的の公益性

主たる動機が公益目的であれば足りる (東京地判昭和 58 年 6 月 10 日判時 1084 号 37 頁参照)。

→否定されるのは、被害弁償を受ける目的 (広島高判昭和 30 年 2 月 5 日高刑裁特報 2 卷 4 号 60 頁参照) や、主として読者の好奇心を満足させる目的 (東京高判昭和 30 年 6 月 27 日東高刑時報 6 卷 7 号 211 頁参照) の場合などに限定。

事実摘示の際の表現方法や事実調査の程度などが目的の公益性の判断にあたり考慮される (前掲判例(150)参照)。

※ ただ、真実性の証明を違法阻却事由と解する場合、その事実摘示の動機・目的によって行為の違法性を左右することは、事実証明制度の目的とは矛盾する、との指摘あり。

摘示事実が公共の利害に関するものである場合には、行為者がその事実を認識していれば公益目的があるということができよう（→目的の公益性は事実の公共性の認識に解消されることになる）。

### 2-3-3 特則

\* 230条の2第2項

起訴前の犯罪行為に関する事実の場合 →事実の公共性を擬制

←捜査機関に捜査の端緒を与えるとともに、捜査訴追活動をコントロールする必要性から認められているもの。

\* 230条の2第3項

公務員・公選による公務員の候補者に関する事実の場合

→事実の公共性・目的の公益性を擬制

←公務員の選定・罷免権が国民固有の権利であること〔憲法15条1項〕より、その実質的担保を図る必要性から認められているもの。

従って、摘示事実が公務員の資質、能力と全く関係のない場合には本項に該当しない（＝証明は許されない。前掲判例(149)参照）。

### 2-3-4 真実性の証明

事実の公共性・目的の公益性の要件がともに満たされる場合にのみ摘示事実の真実性の証明が許される。

（要件が満たされない場合には、情状立証のためであっても真実性の証明は許されない。）

←法廷で事実の真否を解明することによる被害者への再度の苦痛は、やむを得ない場合に限定されるべき、との考え方に基づく。

裁判所も職権調査義務を負うが、挙証責任は被告人にある（**挙証責任の転換**。従って、真偽不明(non liquet)の場合は被告人が不利益な判断を受けることになる。東京高判昭和28年2月21日高刑集6巻4号367頁参照）。

証明の対象＝摘示された事実

[噂、伝聞などの形式で事実が摘示された場合の証明の対象]

\* 人の社会的評価を低下させるのが、噂などの内容をなす事実である場合は、その事実自体（判例(147)参照）。

\* 噂などの存在自体の場合は、噂などが存在すること自体（従って、犯罪の容疑の報道については、容疑が存在すること自体が証明の対象となる。ただし、証明の対象をあくまで犯罪事実の存在としつつ、刑法35条による違法阻却を肯定する見解あり。）

[証明の方法・程度]

**厳格な証明**による、**合理的な疑いを容れない程度の証明**(proof beyond a reasonable doubt)が必要であるとされる（犯罪事実の証明に必要なものと同様である。判例(153)（ただし該当部分は未収録）などを参照）。

しかし、被告人の証拠収集能力（被告人は検察官のような強力な証拠収集手段を有していない）を考慮すれば、証明の程度については**証拠の優越**(preponderance of evidence)の程度で足りると解すべきである、との見解が主張されている。

### 2-3-5 真実性の誤信

[問] 行為者が摘示事実が真実であると考えていたが、真実性の証明に成功しなかった場合、どのように処理されるべきか？

→**真実性の証明の法的性質（不処罰根拠）**との関連で議論される。

[真実性の証明の法的性質（不処罰根拠）についての学説]

#### A. 処罰阻却事由説（判例(152)参照。←旧判例とされる）

事実の摘示により名誉毀損罪は成立、ただ真実性の証明により処罰のみが阻却。

- \* 事実に名譽の保護という（現行法下の）名誉毀損罪の原則に適合。
- \* 被告人に挙証責任があることと調和する。

※ さらに、条文の文言形式にも合致すること、立法者意思であると理解されていたことがその理由として指摘される。

→証明に失敗した場合に不処罰の余地はないことに。

[批判]

- \* 表現の自由[憲法 21 条]との調和を図った規定であるという性格に適合しない。
- \* 真実の言論が何故に処罰を阻却するのかが明らかでない。

#### B. 錯誤論のアプローチ

B-1. 真実性の証明を違法阻却事由としつつ、厳格責任説の立場から、誤信が避けられなかった場合のみ責任阻却される。

※ この見解によれば、不処罰の範囲は前掲判例(153)とほぼ同じになる。

[批判]

- \* 前提となる厳格責任説に疑問がある。

B-2. 上記の場合で、厳格責任説以外の立場から、誤信の場合は事実の錯誤として故意が阻却される。

[批判]

- \* 行為者が軽率に誤信した場合も故意が阻却される点が問題である。

B-3. 「事実が証明可能な程度に真実であったこと」が違法阻却（または構成要件該当性阻却）事由となる。

→「証明可能な程度の資料・根拠をもって事実を真実と誤信した」場合のみ故意が阻却される。

※ 判例変更後の新判例である前掲判例(153)は「確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がな」としており、ほぼこの見解に沿ったかたちとなっている。

[批判]

- \* 錯誤論の問題として処理するにもかかわらず、なぜ「証明可能な程度の資料・根拠」などといった客観的な制約を課すのか不明である（あくまでも行為者の主観の内容が問題となるはず）。

#### C. 違法論のアプローチ

C-1. 確実な資料・根拠に基づいて真実であると信じた場合は、230 条の 2 に該当しない場合でも 35 条（正当行為）による違法阻却を認める。

←この場合、表現の自由の正当な行使であると考える。

[批判]

- \* 真実性の誤信という主観が違法性を阻却とする点で、行為無価値論的な違法性の理解に問題がある。

C-2. 上記の場合に、確実または相当な資料・根拠に基づく言論自体が 35 条の正当行為に

あたる。

← C-1 説の問題点を修正したもの。

※ この場合、230 条の 2 は裁判時にたまたま真実性の証明に成功した場合の処罰阻却事由を規定したものと理解することになる。

[批判]

- \* 表現の自由の保障のためには結論として不処罰であればよく、違法阻却まで要請されている訳ではない。
- \* 真実でない言論について違法阻却を肯定することは疑問（真実の摘示は国民の知る権利・利益に奉仕する、という優越的利益が虚偽の事実の摘示の場合は認められない）。虚偽の事実の摘示の場合は責任の否定で処理すべき。

#### D. 過失のアプローチ

D-1. 真実の摘示についてのみ違法阻却とし（従って、この場合名誉毀損罪で保護されるのは規範的名誉のみである）、虚偽の事実の摘示については、虚偽性の認識が欠如したことについて過失責任を問う（規範的名誉に対する過失による侵害も処罰の対象とする）。

※ この場合、230 条の 2 は過失犯処罰を肯定する「特別の規定」[38 条 1 項但書]であると解することになる。

[批判]

- \* この場合に名誉の意義を規範的名誉に限定することが 230 条・230 条の 2 の規定内容に合致するか疑問。
- \* 事実の虚偽性が法益侵害結果、ひいては違法性を基礎づけるものと理解されることになり、事実の真否について挙証責任が転換されていることと整合しない。
- \* なぜ事実の虚偽性について過失しかない場合に（故意犯と同様に）処罰可能なのか、その合理的理由が存在するか疑問である。また、230 条の 2 を過失犯処罰規定(38 条 1 項（故意犯処罰の原則）にいう「特別の規定」と解しうるか、についても疑問である。

D-2. 230 条の 2 を事実が真実であることを理由とする（違法減少による）処罰阻却を規定したものとする。

→その裏返しとして事実の虚偽性が（違法性に関係する）処罰条件となるが、それが存在することについて責任主義の見地から過失を要求する。

※ この場合、事実の虚偽性は処罰条件にとどまるので、挙証責任の転換が辛うじて承認されることになる。

[批判]

ここまで来ると見解としてあまりにも難解になりすぎてしまっている、という点を別としても、

- \* 従来の処罰阻却事由についての理解を前提とすると、真実性の証明を犯罪の成立要件と無関係としつつ、なお過失を要求する点に疑問が残る。
- \* 挙証責任の転換の合理化のためにわざわざ真実性の証明を処罰阻却事由とする見解を維持すべき必要はないのではないか。

#### 2-4 死者の名誉毀損罪 [230 条 2 項]

本罪は虚偽の事実を摘示した場合のみ成立。



[保護法益について]

A. 死者に対する遺族の敬愛の情

←死者に遺族がない場合は犯罪不成立となり、疑問。

B. 死者自身の名誉

←遺族のいない者について告訴権者がいない点の説明に難点があるとされる（後掲 2-6 参照）。

## 2-5 侮辱罪 [231 条]

[保護法益について]

A. 外部的名誉（判例(142)参照 ←法人に対する侮辱罪の成立を肯定した事例）

B. 主観的名誉（※ 上記判例(142)の団藤・谷口両裁判官の意見はこの見解を採用している。）

←本罪の保護法益を名誉毀損罪の場合と別異に考えなければ 231 条の法定刑の低さが説明できない、との点にその根拠を求めているが、

- (i) 名誉毀損罪が成立する場合には本罪も成立し観念的競合となることになるが、その必要性に乏しい、
- (ii) 幼児や法人などには本罪の成立の余地はないことになるが、疑問である、
- (iii) 名誉毀損罪が真実性の証明 [230 条の 2] により不処罰となっても本罪が成立しうることになり、同規定の意味がなくなる、
- (iv) 本罪成立に公然性が要求されていることを十分に説明できない、の各点が問題。

より根本的な問題として、「主観的名誉は刑法による保護に値するか？」

[侮辱の意義]

人に対する侮蔑的価値判断の表示。

公然性を要件とする。

名誉毀損罪との差異は具体的な事実の摘示の有無に求められる。

→従って、侮辱罪は事実を摘示せずに他人を社会的に軽蔑する行為者の抽象的判断を公然と発表することによって成立する（大判大正 15 年 7 月 5 日刑集 5 卷 303 頁参照）。

## 2-6 親告罪 [232 条]

被害者の意思を無視して訴追する必要性が認められないこと、訴訟の場において被害者の名誉がさらに侵害されるおそれがあり、訴追の有無を被害者の意思にかからしめるのが適当であると判断されることによる。

[死者の名誉毀損罪（前掲 2-4 参照）における告訴権者]

＝死者の親族または子孫 [刑訴法 233 条 1 項]

\* 同罪の保護法益についての A 説

→刑訴法 233 条 1 項の規定は本来不要である（従って、確認規定である）。

\* 同罪の保護法益についての B 説

→刑訴法 233 条 1 項の規定は告訴権の創設規定である。

※ なお、この規定の存在を理由に、保護法益について A 説を主張する見解があるが、遺族がない場合においても告訴の余地はあり得る [刑訴法 234 条参照] ので、A 説を採用する理由にはならないのではないかと。

---

### 《参考文献》

#### 2 全体について

- \* 山口厚「名誉毀損罪」『問題探究 刑法各論』 pp. 77-92

#### 特に 2-1 について

- \* 丸山雅夫「名誉の概念」『刑法の争点』 pp. 152-153

#### 特に 2-3 について

- \* 専田泰孝「真実性の錯誤」『刑法の争点』 pp. 154-155
- 

### 《判例教材と百選Ⅱ第6版との対応関係》

- \* 判例(142) = 百選Ⅱ-No. 21
- \* 判例(145)および(152) = 百選Ⅱ-No. 18
- \* 判例(150) = 百選Ⅱ-No. 19
- \* 判例(153) = 百選Ⅱ-No. 20